介護予防・日常生活支援総合事業第１号事業契約書

○○○様（以下「利用者」という。）と○○○○（例：社会福祉法人○○会　等）（以下「事業者」という。）とは、事業者が提供するサービスの利用等について、以下のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第１条　事業者は、介護保険法（平成９年法律第１２３号）その他関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことのできるよう支援することを目的として、次のサービスを提供します。

　(1)　第１号訪問事業（訪問介護相当サービス）

　(2)　第１号訪問事業（訪問型サービスＡ）

　(3)　第１号通所事業（通所介護相当サービス）

　(4)　第１号通所事業（通所型サービスＡ）

（契約期間）

第２条　この契約の期間は、以下のとおりとします。

　　　　平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日

２　上記契約期間満了日までに利用者から契約更新しない旨の申し出がない場合、本契約は自動的に更新されるものとします。

（サービス計画の作成及び変更）

第３条　事業者は、必要に応じて利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の総合事業サービス計画または介護予防サービス計画（以下「ケアプラン」といいます。）の内容に沿って、サービスの目標及び目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した個別サービス計画（以下「サービス計画」といいます。）を作成します。サービス計画の作成に当たっては、事業者はその内容を利用者に説明して同意を得たうえで交付します。

２　事業者は、サービス計画の実施状況の把握を適切に行い、一定期間ごとに、目標達成の状況等を記載した記録を作成し、利用者に説明の上、交付します。

（提供するサービスの内容及びその変更）

第４条　事業者が提供するサービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用回数及び利用料は、重要事項説明書のとおりです。

２　利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。この申し出があった場合、当該変更はケアプランの範囲内で可能であり、第１条に規定する契約の目的に反する等変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。

３　事業者は、利用者がケアプランの変更を希望する場合は、速やかに地域包括支援センターに連絡する等必要な援助を行います。

４　事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービスの内容及び利用料を具体的に説明し、利用者の同意を得ます。

（利用料等の支払い）

第５条　利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、重要事項説明書の記載に従い、事業者に対し、利用者負担金を支払います。

２　利用料の請求や支払方法は、重要事項説明書のとおりです。

３　利用者が、重要事項説明書に記載の期日までにサービス利用の中止を申し入れなかった場合、利用者は事業者へキャンセル料を支払うものとします。ただし、体調や容体の急変等、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

（利用料の変更）

第６条　事業者は、介護保険法その他関係法令の改正により、利用料の利用者負担金に変更が生じた場合は、利用者に対し、速やかに変更の時期及び変更後の金額を文書にて説明のうえ、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることにより、変更後の利用者負担金を請求することができるものとします。ただし、利用者は、この変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

（利用料の滞納）

第７条　利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を２か月分以上滞納した場合は、事業者は、利用者に対し、１か月以上の猶予期間を設けたうえで支払い期限を定め、当該期限までに滞納額の全額の支払いがないときはこの契約を解除する旨の催告をすることができます。

２　事業者は、前項の催告をした場合には、担当の地域包括支援センター等及び射水市と連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

３　事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第１項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもって本契約を解約することができます。

（利用者の解約権）

第８条　利用者は、７日以上の予告期間を設けることにより、事業者に対しいつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。

２　利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、予告期間を設けることなく直ちにこの契約を解約できます。

　(1)　事業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとしない場合

　(2)　事業者が、第１１条に定める守秘義務に違反した場合

　(3)　事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行う等、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

（事業者の解約権）

第９条　事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文書により２週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

(1)　利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となった場合

(2)　利用者が事業者の通常の事業の実施地域外に転居し、事業者においてサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合

２　事業者は、前項によりこの契約を解約する場合には、担当の地域包括支援センター等及び必要に応じて射水市に連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

（契約の終了）

第１０条　次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

(1)　利用者が死亡した場合

(2)　利用者の要介護状態区分が自立又は要介護となった場合

(3)　利用者が介護保険施設へ入所した場合

(4)　利用者が介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護または介護予防認知症対応型共同生活介護を受けることとなった場合

(5)　第２条第２項に基づき、利用者から契約更新しない旨の申し出があり、契約期間が満了した場合

(6)　第８条第１項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合

(7)　第６条または第８条第２項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされた場合

(8)　第７条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされた場合

(9)　第９条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合

（守秘義務）

第１１条　事業者及び事業者の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。

２　事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。

３　事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、介護保険法第１１５条の４５の７第１項に基づくもののほか、利用者のケアプラン立案のためのサービス担当者会議並びに地域包括支援センター、他の第一号事業を実施する者及び介護予防サービス事業者等との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。

４　第１項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成１７年法律１２４号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

（契約外条項）

第１２条　本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

　以下のとおり、介護予防・日常生活支援総合事業第１号事業に関する契約を締結します。

上記契約を証明するため、本書２通を作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印の上、それぞれ一部ずつ保有します。

平成　　年　　月　　日

　（利用者）利用者　　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（代理人）署名代行者　　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

本人との続柄

　（事業者）　　　　　　　住　所

事業者（法人名）

代表者職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印